



「しつけ」を名目にした「体罰」への警鐘



千葉県野田市の女兒死亡事件など、子どもへの「しつけ」を名目にした虐待が後を絶たないことから、禁止を明確にするために2020年4月から改正児童虐待防止法と改正児童福祉法が適用されています。

ところで、「体罰の定義」は何でしょうか。厚生労働省は、今回初めて「身体に何らかの苦痛、または不快感を引き起こす行為」と明確に示しました。このガイドラインでは、具体例も挙げられています。例えば、「口で3回注意したけど言うことを聞かないので頬をたたいた」、また、「大切なものにいたずらをしたので長時間正座をさせた」。こういった手を上げるような行為ばかりではなく、「宿題をしなかったので夕ごはんを与えなかった」。これは、いずれも体罰にあたるとなっています。そして、ガイドラインでは、こういった身体的なものだけではなく、言葉も含まれます。「お前なんか生まれてこなければよかったんだ」と、子どもの存在を否定するようなこと。また、兄弟姉妹を引き合いに出して、ダメ出しや無視をしてしまうこと。こういったことも、子どもの心を傷つける行為として、指針に盛り込まれています。今回の指針は、あくまでも罰則を与えるようなものではなく、また、子どもに手を上げてしまった保護者を追い込むためのものでもありません。こういったことが、子どもを傷つける行為なんだという認識を喚起して、できるだけ早く、相談窓口などへつながるよう促すもの、といったことが大きなねらいだと言われています。

日本だと、“愛のムチ”というような言葉があるので、どこかで「子どものためを思って」というところに考えてしまいがちです。“愛のムチ”は結局親の都合だけ、ということが、今回、指摘されていると思います。親にとっては、“愛のムチ”のつもりでも、体罰や暴言が実際に子どもの脳に萎縮や変形などの大きな影響を及ぼしてしまうという研究結果があります。子ども時代に厳格な体罰を受けた18歳から25歳の男女の脳をMRIで解析した調査があります。そうすると、感情や思考をコントロールする「前頭前野」の容積が、平均して19、1%減少してしまうという調査があります。この「前頭前野」というのは非常に大事なところで、考えること、アイデアを出すこと、感情をコントロールすることなど、人間にとって重要な働きを担う部分です。そのため、幼少期に体罰などを受けてしまうと、人間が人間であるための重要な部分が育たなくなってしまう可能性もあると言われています。

私たち教職員も当然、体罰が禁止されています。体罰防止に向けて、アンガーマネジメント等の研修を受けています。自分や他人の「怒り」に振り回されず、「怒り」を上手にコントロールするためのメソッドです。例えば、怒りのピークは6秒間だと言われており、この6秒間怒りを抑えることができれば、怒りに任せた衝動的な行動を抑えることができることなどを学び、子どもの指導に生かしています。体罰のない子育てをするには、学ぶことと相談することが大切だと思います。